

第29回滋賀県首長会議

資料1

テーマ

「滋賀のすべての子どもたちに、
学びと育ちの機会を保障するための
不登校対策について」

議論の柱

- ① 「滋賀の不登校対策の基本理念」について
- ② 「しがの学びの保障プラン」 骨子（案）について

1

第27回首長会議の議論ふりかえり

不登校対策について、情報交換・意見交換する場は大切。

今後の首長会議等で話し合う場を設けていくことに賛同する。

各市町の弱いところを整理し、県としての考え方を示して議論すべき。

2

教育機会確保法の理念

教育機会確保法

※「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称

教育機会の確保等に関する施策に関し、国や地方公共団体の責務を明記

(基本理念)

- ・すべての児童生徒が豊かな生活を送り、安心して教育を受けられるようにする
- ・不登校の児童生徒の個々の状況に応じた多様な学習活動に対し支援をする
- ・不登校の児童生徒が安心して教育を受けられるようにする
- ・児童生徒等の意思を尊重し、年齢、国籍等に関わりなく、教育が受けられるようにする
- ・学校等と公的機関、民間団体等がお互いに連携する

※平成28年12月14日公布
第一章 総則（基本理念）第三条

3

教育機会の確保等に関する基本指針

(学校に求められる基本的な考え方)

- ・すべての児童生徒にとって魅力があり安心できる学校づくりを行う
- ・不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることから、問題行動であるとしな
- ・児童生徒の**最善の利益**を最優先に支援を行う
- ・個々の状況に応じた支援を行う
- ・状況によっては**休養が必要**な場合があることに留意する
- ・**登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す**支援を行う
- ・児童生徒や保護者を追い詰めることがないように配慮する

※平成29年3月31日
文部科学省

4

しがの学びの保障プラン 骨子(案)

～すべての子どもたちに、学びの機会を保障～



滋賀の不登校対策の基本理念

すべての人が愛情をもって
子どもたちの生きる力を育む

安心して成長で
きる場をつくる

多様な学びの機
会を確保する

「チーム」での支援が必要

5

滋賀の目指す姿

【1】すべての子ども の学びの機会を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます

- *一人ひとりの学習状況に応じた、わかりやすい授業が行われ、ていねいな学習支援が行われている
- *一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場が確保されている
校内教育支援センター(SSR等)、教育支援センター等、首長部局と連携し多様な学びの場の充実をはかる。また、さまざまな居場所の確保に向けて、
学びの多様化学校(不登校特別校)の研究、検討
- *学校に行けなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる
- *学校に行きたいと思った時に、本人や保護者の希望に沿った行きやすい環境づくりが進める

【2】心の小さなSOS を見逃さず、「チーム」で支援します

- *県と市町、教育と福祉等が連携し、子どもや保護者が必要な時に関係者による支援が行われる
首長部局と連携し県・各市町の教育局と福祉部局等の連携・協働を強化
- *心の小さなSOSに「チーム」で素早く対応することにより、早期に最適な支援につなげられている
- *1人1台端末で伝えにくい心の中の不安や悩みに、教員がいち早く気付くことができる

【3】学校を「みんなが安心して学べる」場所にします

- *それぞれの良さや持ち味を生かした主体的な学びがあり、みんなが活躍できる機会や出番がある
- *障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う雰囲気がある

6

取組の方向性

【1】すべての子どもの学びの機会を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えます

- 1 安全安心が守られ、すべての子どもが明日も受けたいと思える授業を实践
- 2 勉強に不安を抱く子どもたちに個別指導等を実施
- 3 スペシャルサポートルーム(SSR)の推進【小・中学校、義務教育学校】
- 4 市町教育支援センターにおける多様な相談・支援体制の強化【小・中学校、義務教育学校】
- 5 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障
- 6 多様な学びの機会、居場所の確保(フリースクール等との連携)
- 7 学びの多様化学校(不登校特例校)の研究

【2】心の小さなSOSを見逃さず、「チーム」で支援します

- 1 県と市町の教育部局と福祉部局が一体となった取組を進める会議体の設置を検討
- 2 不登校児童生徒の不登校の要因を多面的に分析
- 3 心や体調の変化の早期発見を推進(SC、SSWとの連携)
- 4 教育や福祉等の関係者による「チーム」での早期支援の推進
- 5 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援

【3】学校を「みんなが安心して学べる」場所にします

- 1 児童生徒が主体的に参加して取り組む児童会生徒会活動の推進
- 2 障害の有無や国籍、言語等の違いに関わらず、色々な個性や意見を認め合う学びの場づくり